主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人原聢一郎の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。(記録によれば、原判決には、所論のとおりの法令適用の誤りがあり、右の点は判決に影響を及ぼすべきことが明らかである。しかし、本件事案のもとにおいては、右法令適用の誤りは、原判決を破棄しなくても、著しく正義に反するものとは認められない。)

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年四月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	/ \	郷